

り災証明書の発行に関するお知らせ

平成30年6月18日に発生した地震により被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震により、家屋が損壊するなど被害にあわれた方で、各種制度の利用のため「り災証明書」が必要な方の交付申請を受け付けます。

○被害調査について

り災証明書を交付するために、損壊の程度を確認するための現場調査が必要になりますので、固定資産税課までご連絡ください。

ただし、申請される方が損壊の程度を「半壊に至らない」と自ら判断されておられる場合には、簡易な方法でり災証明書を発行いたします。被害状況が確認できる写真等と本人確認のできるものをご持参のうえ、固定資産税課窓口で交付申請していただければり災証明書を即日交付いたします。

なお、保険金等の請求には、り災証明書は必要ないと確認していますが、保険商品によっては、り災証明書が必要となる場合がありますので保険会社等にお問い合わせください。

○り災証明書の発行について

被害調査の翌日以降に固定資産税課の窓口で交付いたします。

必要書類 ①り災証明書交付申請書

②本人確認のできるもの（運転免許証、健康保険証など）

③代理人の場合は委任状

・り災証明書交付申請書

・り災証明書交付申請書（記載例）

○被害判定区分について

り災証明書による損壊程度は、内閣府の被害認定基準に基づき、家屋の傾きや部位（屋根、壁、基礎など）の損壊状況を確認し認定いたします。

被害判定区分	被害認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの 住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
一部損壊（半壊に至らない）	全壊、大規模半壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの

お問い合わせ

固定資産税課（市役所第1庁舎 2階206番）

り災証明担当 06-6858-2447